

平成16年（行ウ）第14号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外20名

被告 栃木県知事 福田富一

準備書面 24

最終準備書面 その7

～第7章 ハッ場ダム、思川開発事業、湯西川ダムが利水上必要ないこと～

2010（平成22）年9月30日

宇都宮地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大 木 一 俊

同 同 若 狭 昌 稔

同 同 須 藤 博

原告ら訴訟復代理人 弁護士 浅 木 一 希

第7章 ハッ場ダム、思川開発事業、湯西川ダムが利水上必要ないこと

目次

第1	はじめに.....	4
第2	利根川流域における新規の水源開発事業.....	4
第3	いずれの県にも水需要がないこと.....	5
1	東京都.....	5
(1)	水需要が減少していること.....	5
(2)	保有水源に余裕があること.....	5
(3)	小結.....	5
2	埼玉県.....	6
(1)	水需要が減少していること.....	6
(2)	保有水源に余裕があること.....	6
(3)	農業用水転用水利権が保有水源としてカウントできること.....	7
ア	利根川では、冬期に取水量が激減すること.....	7
イ	冬期の渇水は極めてまれであること.....	7
ウ	農業用水転用水利権で冬期の取水を続けることは可能であること.....	8
(4)	小結.....	9
3	千葉県.....	9
(1)	千葉県内の利水先.....	9
(2)	水需要が減少していること.....	9
ア	印旛広域水道と千葉県営水道.....	9
イ	北千葉広域水道企業団.....	9
ウ	千葉地区を含む千葉関連四地区工業用水道.....	9
(3)	保有水源に余裕があること.....	10
ア	印旛広域水道と千葉県営水道.....	10
イ	北千葉広域水道企業団.....	10
ウ	千葉地区を含む千葉関連四地区工業用水道.....	11
(4)	小結.....	11

5 茨城県	11
(1) 水需要が増加していないこと	11
(2) 保有水源に余裕があること	12
(3) 小結	12
6 群馬県	13
(1) 水需要が減少していること	13
ア 水道	13
イ 工業用水道	13
(2) 保有水源に余裕があること	13
ア 水道	13
イ 広桃用水転用水利権	13
ウ 工業用水	14
(3) 小結	14
7 宇都宮市	14
(1) 水需要が減少していること	14
(2) 保有水源に余裕があること	15
(3) 小結	15
第4 結論	15

第1 はじめに

本書面では、八ッ場ダム、思川開発事業、湯西川ダムより給水を受ける各都県において、新規水源が不要であり、八ッ場ダム、思川開発事業、湯西川ダムが、利水上まったく不必要であることを述べるものである。

思川開発事業における栃木県の利水上の問題点については、第3章にて詳述したから、本章では、栃木県以外の各都県及び宇都宮市についての問題を述べる。

第2 利根川流域における新規の水源開発事業

利根川水系において計画中の水源開発事業は八ッ場ダム、思川開発、湯西川ダム、霞ヶ浦導水事業であり（県営のダム計画を除く）。本訴訟で対象としている八ッ場ダム建設事業、思川開発事業、湯西川ダム建設事業について5都県の予定水利権を整理すると、以下のとおりとなる。

		八ッ場ダム	思川開発	湯西川ダム
水道	東京都	5.22 (0.559)		
	埼玉県	0.67 (9.25)	(1.163)	
	千葉市	0.99 (0.47)	0.313	1.51
	茨城県	1.09	0.686	0.218
	群馬県	0.25 (2.00)		
	栃木県		1.04	2.3
工業用水	群馬県	(0.35)		
	千葉県	0.47		0.19

(単位は $\text{m}^3/\text{秒}$ で、カッコ外は通年の水量、カッコ内は冬季手当ての水量を示す。)

以下、各都県の水道、工業用水道においてこれらの新規水源が不要であることにつき、詳述する。

第3 いずれの県にも水需要がないこと

1 東京都

(1) 水需要が減少していること

東京都水道の一日最大配水量は1992年度以降、ほぼ減少の一途を辿っている（東京都における「配水量」と他県の「給水量」は同義である）。2008年度の実績は492万 m^3 /日となっており、1992年度の617万 m^3 /日から、この16年間で125万 m^3 /日も減少している。

その原因は、一日最大配水量を構成する①一人一日平均有収水量・②有収率・③負荷率の3要素が以下のように変化したことにある。

すなわち、①一人一日平均有収水量節水型機器の普及などにより、減少していること、②東京都が漏水防止対策に取り組んできた結果、有収率が上昇を続けていること、③負荷率についても、季節変動が縮小し、趨勢としては確実に上昇傾向にあることから、東京都水道では一人一日最大配水量の急速な減少傾向が続いてきたのである（甲A9・4頁）。

(2) 保有水源に余裕があること

東京都水道の保有水源は、正當に評価すると配水量ベースで689万 m^3 /日である（甲A9・図表8）。なお、東京都の評価では保有水源は623万 m^3 /日であるが、これは多摩地域で実際に使用されている水道用地下水や多摩川上流の小水源を水源としてカウントせず、また、利用量率として実績よりかなり低い値を使うという恣意的な評価で小さくなっているものである。

そうであるとする、保有水源の正當な評価値689万 m^3 /日に対して、2008年度の日最大配水量の実績は前述のとおり492万 m^3 /日であり、東京都水道は約200万 m^3 /日という大量の余裕水源を抱えていることになる（甲A9・5頁）。

(3) 小結

有収率と負荷率は今後も上昇傾向が続くと予想され、他方、一人一日平均有収水量の減少傾向が続いていくから、一人一日最大配水量が今後もしばらくの間減少していくことになる（甲A9・5頁）。

一方、東京都の人口は、近年増加傾向にあったものの、2020年度の1,310万人でピークを迎え、その後は漸減傾向となる（甲A9・図表3）。このピーク人

口は2007年度の給水人口に対して3%の増加に過ぎず、一人一日最大配水量の減少速度と比べれば小さなものである。

したがって、東京都水道は約200万 m^3 /日というきわめて大量の余裕水源を抱えているのであるから、八ッ場ダムの子定水利権が無用のものであることは明白である。

2 埼玉県

(1) 水需要が減少していること

埼玉県水道の一日最大給水量の動向は、1992年度以降は増加がストップし、2001年度以降は確実に減少傾向にある。2008年度は265万 m^3 /日である(甲A9・図表10)。

その原因は、一人一日最大給水量が1992年から減少が続いていること(甲A9・図表12)、給水人口の増加が頭打ちになりつつあることによる(甲A9・図表11)。

(2) 保有水源に余裕があること

埼玉県水道の保有水源は、滝沢ダムの水源、農業用水転用水利権をすべて含めた上、地下水を正當に評価すると、給水量ベースで327万 m^3 /日となる。

埼玉県は、農業用水転用水利権はかんがい期だけの水利権であるから、八ッ場ダムと思川開発事業で非かんがい期の水利権を別途得る必要があるとしている。しかしながら、後述(3)記載のように、実際には現行の水利権のままで非かんがい期も取水することに何ら支障がなく、保有水源としてカウントすることが可能である。

また、県内の地盤沈下が随分以前から沈静化しているにもかかわらず、埼玉県は水道用地下水の更なる削減を計画しているため、その評価値が正當な評価値より13万 m^3 /日小さくなっている。

保有水源の正當な評価値と一日最大給水量の2008年度の実績値265万 m^3 /日を比較すると、62万 m^3 /日の水源の余裕があることになる。仮に地下水をさらに削減する埼玉県の評価値を用いても、余裕水源量は49万 m^3 /日となり、十分に余裕がある状態は変わらない(甲A9・6頁)。

(3) 農業用水転用水利権が保有水源としてカウントできること

埼玉県農業用水転用水利権は現状のままで冬期（非かんがい期）の取水に何の支障もないのであるから、その水利権約87万m³/日を保有水源としてカウントすることは可能である。以下、その論拠を述べる。

なお、後述の群馬県水道・工業用水道、千葉県水道が保有する農業用水転用水利権についても全く同じであり、その水利権をそのまま保有水源としてカウントすることができる。

ア 利根川では、冬期に取水量が激減すること

利根川の冬期はかんがい用水のための取水そのものが激減するので水利用の面では十分な余裕があり、夏期（かんがい期）の水利権を取得しておけば、冬期の取水も可能であって、埼玉県水道、群馬県水道・工業用水道、千葉県水道が持つ農業用水転用水利権による冬期取水は今まで支障なく続けられてきた。埼玉県での農業用水水利権の転用は、古いもので38年間も冬期の取水実績がある（甲A9・図表15）。また、群馬県水道と工業用水道、千葉県水道が保有する農業用水転用水利権においても、それぞれ14年、29年の取水実績がある。

国土交通省関東地方整備局の「平成17年度利根川水運用検討業務報告書（正常流量検討）」に記されている利根川の水利権一覧表（甲A9・添付資料1）によると、ほとんどの区間では非かんがい期はかんがい期に比べて水利権量が3割と著しく小さくなっている。

このように非かんがい期の水利用は、かんがい期と比べると取水量が格段に小さくなり、また、利根川の冬期は河川の自流水に余裕があるため、非かんがい期に取水に支障をきたすことはなく、自流水を使う冬期の水利権は柔軟に認められるべきである。

しかしながら、水利権許可権者である国土交通省はこれを認めようとはしない。埼玉県、群馬県、千葉県は、本来は参画する必要のないダム建設の巨額の費用負担を回避するため、国土交通省に対してこの不当な水利権許可行政の是正を求める責任がある（以上甲A9・7頁）。

イ 冬期の渇水は極めてまれであること

「東京都水道局の調査資料No. 58」（甲A9・添付資料2）によると、19

64年以降の利根川で冬期に取水制限が行われたのは、1996年だけであった。その取水制限率も10%であって、具体的な渇水対策は自主節水にとどまってお
り、渇水による被害は皆無であった。群馬県や埼玉県
の渇水記録を見ると、1997年にも冬季の渇水があるが、1996年より小さなものであった。

利根川における冬期の渇水は1996、1997年のわずか2回だけである。前記ア記載のとおり、冬期は取水量が激減していることもあって、冬期に渇水が起きにくい。

その上、現在は水あまりの状態になっており、さらに渇水が起きにくくなっている。すなわち、利根川における利水の基準地点である栗橋地点においては、1980年代から1990年代まで冬期の流量が50～60m³/秒まで低下する年が延べ約7回あったものの、2000年以降はそれがなくなっている（甲A9・図表16）。2000年以降、冬期における栗橋地点の流況が変わったのは気象の影響だけでなく、水あまりの状況が反映されてきたからだと考えられる。他項にて述べるとおり、各都県の水道は水需要の減少とダム等の水源開発事業が進んだことにより、大量の余裕水源を抱えるようになってきている。その水あまり現象が2000年以降の栗橋地点の流況に反映していると推測されるため、冬期渇水が再び起きる確率は非常に小さくなっていると考えられる。

以上のように、冬期の渇水で取水制限が行われることは過去50年で僅か2回であり、その規模も小さかった。さらに、水あまり現象を反映して今後冬期渇水になる可能性はより小さくなっている（以上甲A9・8～9頁）。

ウ 農業用水転用水利権で冬期の取水を続けることは可能であること

前記イ記載のとおり、冬期に渇水が起きることがほとんどなく、それが起きても軽微なものであった。そして、渇水時においても、埼玉県営水道等の農業用水転用水利権は暫定ではない水利権と同列に扱われており、劣後の水利権として取水制限率を上乗せされることはなかった。渇水対策連絡協議会においても、各水利権は基本的に同列に扱われている。

したがって、農業用水転用水利権を暫定水利権として扱うことは不当であり、実質的に安定水利権と同じと考えるべきである（以上甲A9・9頁）。

(4) 小結

一日最大給水量の減少の原因は東京都と同様のものと考えられるため（甲A9・6頁）、その減少傾向は今後も暫くの間継続することが予想される。また、埼玉県の人口は、2010年度以降比較的速い速度で減少していく。

そうであるとする、埼玉県が現在有している正当な評価値で62万 m^3 /日、埼玉県の評価値でも49万 m^3 /日という水源の余裕は、今後も拡大していくことになる。

したがって、埼玉県が八ッ場ダム、思川開発によって新たな水源を確保する必要がないことは明白である。

3 千葉県

(1) 千葉県内の利水先

千葉県内で八ッ場ダム、思川開発、湯西川ダムの水利権を得る予定の水道及び工業用水道は、千葉県営水道、北千葉広域水道企業団、印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下、印旛広域水道という）、千葉県営千葉地区工業用水道である（甲A9・図表17）。

(2) 水需要が減少していること

ア 印旛広域水道と千葉県営水道

印旛広域水道の一日最大給水量は1999年度までは増加傾向にあったが、それ以降は一転して漸減の傾向となり、2006年度は52,000 m^3 /日である（甲A9・図表18）。千葉県営水道の一日最大給水量もまた、1994年度までは増加傾向にあったが、その後は増加がストップしており、2006年度では101.3万 m^3 /日である（甲A9・図表19）。

印旛広域水道、千葉県営水道とも一日最大給水量は増加傾向が全く見られなくなっている。

イ 北千葉広域水道企業団

北千葉広域水道企業団の一日最大給水量の推移を見ると、2000年度以降頭打ちになり、2006年度では39.7万 m^3 /日である（甲A9・図表25）。

ウ 千葉地区を含む千葉関連四地区工業用水道

千葉関連四地区工業用水道の一日最大給水量は、1996年度以降は増加傾向

はなくなり、趨勢としてやや減少の傾向にある。2006年度の実績は59万 m^3 ／日である（甲A9・図表27）。

（3）保有水源に余裕があること

ア 印旛広域水道と千葉県営水道

印旛広域水道の保有水源は、国と調整中の印旛開発高度利用を除くと、42,000 m^3 ／日程度であり（甲A9・図表20）、2006年度で一日最大給水量に対して10,000 m^3 ／日程度不足している。

しかし、印旛広域水道は取水と浄水を千葉県営水道に委託しているため、千葉県営水道の水源の一部を利用することが可能である。そして、千葉県営水道の保有水源を見ると、正当な評価では119万 m^3 ／日であり（甲A9・図表21）、2006年度の一日最大給水量の実績値に対して約18万 m^3 ／日の水源の余裕がある。そのため、千葉県営水道から印旛広域水道に対して10,000 m^3 ／日程度を融通することは容易なことである。

なお、千葉県の保有水源の評価は、

- ①40年以上の取水実績があつて安定水利権と何ら変わらず、東京都も保有水源としてカウントしている江戸川・中川緊急暫定水利権、前記2（3）記載の埼玉県水道と同様に非かんがい期にも取得が可能であり、保有水源としてカウントして問題のない坂川農業用水合理化を共に暫定水利権としていること
- ②利用に何の問題もない地下水は予備水源であるとして保有水源から除外していることと
- ③利用量率の設定が実績値よりかなり低い値となっていること

の三点により、正当な評価とは異なっている。しかしながら、これらはいずれも恣意的な判断によるものであるあり、正当な評価値119万 m^3 ／日が、千葉県営水道で実際に使うことが可能な水源量を表している。

したがって、印旛広域水道と千葉県営水道を一体として考えれば、2006年度の一日最大給水量の実績値に対して約17万 m^3 ／日の水源の余裕があることになる（甲A9・10～11頁）。

イ 北千葉広域水道企業団

北千葉広域水道企業団の保有水源は約49万 m^3 ／日（利用量率を96.5%と

する)であり(甲A9・図表26)、水源余裕量が約9万 m^3 /日もある。

ウ 千葉地区を含む千葉関連四地区工業用水道

千葉地区を含む千葉関連四地区工業用水道の現在の保有水源は、安定水利権のみで78.7万 m^3 /日(利用率98%)あり、約20万 m^3 /日という大量の余裕水源を抱えている。

(4) 小結

前記(1)・ア記載のとおり、印旛広域水道の一日最大給水量は1999年度から漸減傾向、千葉県営水道のそれは1994年度から増加がストップしている。

千葉県営水道の一人一日最大給水量は1994年度から確実な減少傾向になっており、東京と同様の理由で今後も暫くの間減少傾向は継続していく。

一方、給水人口は今までは水道の普及拡大によって増加してきたものの(甲A9・図表23)、今後は千葉県全体の人口が2010年にピークを迎え、その後は漸減傾向に変わるので(甲A9・図表24)、千葉県営水道の給水人口は次第に頭打ちになり、その後は減少していくものと推測される。

そのため、千葉県営水道の一日最大給水量は今後とも増加傾向に転じることはなく、近い将来に減少傾向になると予想されるため、今後もその余裕水源10,000 m^3 /日程度を印旛広域水道の水源に振り替え続けることは十分に可能である。

したがって、千葉県営水道および印旛広域水道を合わせて考えた場合に生じる約17万 m^3 /日の余裕は今後より拡大していくと推測されるため、八ッ場ダムおよび湯西川ダムによる新規水源はまったく不要である。

また、北千葉広域企業団、千葉関連四地区工業用水道もまた、水需要の増加傾向はなくなっている一方、十分な余裕水源を抱えているのであるから、同企業団が参画している八ッ場ダムと思川開発の新規水源もまた、不要である。

5 茨城県

(1) 水需要が増加していないこと

利根水系水道の一日最大給水量は1990年代後半からは微増になって、2001年度以降は増加がストップしている(甲A9・図表30)。2006年度の実績値は約609,000 m^3 /日である。その理由は、東京都と同様に一人一日最大給水

量の減少傾向が続いてきていることによるものである（甲A9・図表34）。

（2）保有水源に余裕があること

2004年度における茨城県の利根水系水道の保有水源は、約61.6万 m^3 /日である（甲A9・図表31）。なお、茨城県の評価では実績値より低い利用率を使っているため、約60.7万 m^3 /日となっている。この他に、水道に転用することが容易な霞ヶ浦開発の県の保留分7.1万 m^3 /日が存在し、それを加算すると、給水量ベースで約68.7万 m^3 /日となる。

他方、県営工業用水道については、保有水源は給水量ベースで約117万 m^3 /日であり（甲A9・図表33）、一日最大給水量の最大値64.6万 m^3 /日に対して52万 m^3 /日も小さく、大量の余剰水源を抱えている。

そのため、2002年度から運用されている工業用水道の余剰水利権の転用促進制度などにより、増加傾向が見られない工業用水道の余剰水源を水道に転用すれば、利根水系全体としてもっと多くの保有水源を確保することができることになる。仮にその余剰水源の3割を水道に転用するとすれば、水道の保有水源を約16万 m^3 /日増やすことができ、合計は約85万 m^3 /日になる。

なお、茨城県の計画では2004年度の利根水系の既存水源のうち、地下水を2020年度には給水量ベースで約64,000 m^3 /日まで削減することになっているが、地盤沈下が沈静化しているため、地下水使用量の更なる削減は不要である。ただし、県の計画に従ったとしても、削減量が転用可能量に比して少ないため、工業用水道の転用により、既存水源のままで十分に余裕のある状態は同様に維持される（以上甲A9・13～14頁）。

（3）小結

保有水源約85万 m^3 /日を前提とすれば、2006年度において、利根水系水道は一日最大給水量約61万 m^3 /日に対して24万 m^3 /日の余裕水源を保有することになる。転用がないとしても8万 m^3 /日の水源の余裕がある。

一方、利根水系の給水人口は、総人口の漸減とともに近い将来に頭打ちになることは確実であり（甲A9・図表35）、東京都と同様の理由で一日最大給水量は今後も暫くの間減少していくことになる（甲A??・図表34）。

したがって、茨城県が、八ッ場ダム、思川開発、湯西川ダムによって新たに水源

を確保する必要性は皆無である。

6 群馬県

(1) 水需要が減少していること

ア 水道

群馬県上水道の一日最大給水量は、1997年度頃以降、減少傾向となっており、2006年度までの減少率は16%に上る（甲A9・図表37）。

その原因としては、東京都と同様に一人一日最大給水量の急速な減少による（甲A??・図表38）。

また、給水人口も頭打ちの状態になっており（甲A9・図表39）、増加要因として寄与しなくなっている。今後は群馬県の人口が比較的早く減少していくことが予想されるため、給水人口も年々小さくなっていくことになる。

イ 工業用水道

東毛工業用水道の給水量は、9年間8万 m^3 /日程度で横這いの傾向が続いており（甲A9・図表42）、増加の傾向はまったく見られない。

(2) 保有水源に余裕があること

ア 水道

群馬県水道の保有水源は、完成予定の水源開発施設（八ッ場ダム、倉渕ダム、増田川ダム）を除き、さらに広桃用水転用水利権（19.4万 m^3 /日）を除いても113.6万 m^3 /日である（甲A9・図表40）から、その供給量は需要量（2006年度の一日最大取水量102.6万 m^3 /日）を11万 m^3 /日も上回っている。

イ 広桃用水転用水利権

群馬県は、県央第二水道と東部地域水道の広桃用水転用水利権は農業用水を転用した水利権であるから非かんがい期は取水する権利がなく、現在は暫定水利権として許可されており、八ッ場ダムによる非かんがい期の手当てが必要だと主張している。

しかし、前記2（3）記載のとおり、利根川の非かんがい期は逆に農業用水のための取水そのものが激減するので、水利用の面では十分な余裕があり、かんが

い期の水利権を取得しておけば、非かんがい期も取水することに支障を生じることはない。

そして、県央第二水道と東部地域水道における広桃用水転用水利権も含めると、保有水源は19.4万 m^3 /日加わるので（甲A9・図表41）、余裕水源量はさらに大きくなる。

ウ 工業用水

東毛工業用水道は、前記イで述べたとおり、広桃用水転用水利権について冬期の取水も可能であるから、それを保有水源としてカウントすることができ、正当な評価では全保有水源が給水量ベースで約133,000 m^3 /日となっている。一日最大給水量の実績は80,000 m^3 /日程度であるから、余裕水源は約5万 m^3 /日にもなる。

仮に、広桃用水転用水利権を除いても、その保有水源は104,000 m^3 /日となるため、2万 m^3 /日以上となり、余裕がある状態は変わらない。

(3) 小結

群馬県水道全体の水需要は、前記（1）記載のとおり減少傾向にある。他方、供給面では、既得水源のままで十分な余裕があり、広桃用水転用水利権を加算すると、まさしく有り余る余裕水源を保有することになるため、八ッ場ダムをはじめとする新たな水源は不要である。

また、東毛工業用水道においても水需要を充足するのに必要な水源がすでに十分に確保され、さらに水需要の増加がまったくストップしているのであるから、東毛工業用水道にとっても八ッ場ダムによる新規水源の確保はまったく不要である。

7 宇都宮市

(1) 水需要が減少していること

宇都宮市水道の一日最大給水量は1992年度以降、年度による変動はあるものの、趨勢として確実な減少傾向になってきている。2006年度の実績は191,714 m^3 /日となっており、1992年から136,100 m^3 /日も減少している（甲A1・図4）。その原因は、他の都県と同様、一人一日最大配水量が急速に減少してきたことにある（甲A1・7～11頁）。

(2) 保有水源に余裕があること

宇都宮市水道の保有水源は、正当に評価すると配水量ベースで240,000m³/日である(甲A1・22頁)。なお、宇都宮市の評価では保有水源は202,000m³/日であるが、これは川治ダムの利用率が低いこと、地下水の水源量を実際の取水能力ではなく、もっとも水源能力が低い冬期を基準としているという恣意的な評価で小さくなっているものである(甲A1・20～22頁)。

そうであるとする、保有水源の正当な評価値240,000m³/日に対して、2006年度の日最大配水量の実績は前述のとおり191,714m³/日となっておりであり、宇都宮市水道は約50,000m³/日近くの余裕水源を抱えていることになる。

(3) 小結

一日最大給水量の減少の原因は東京都と同様のものと考えられるため、その減少傾向は今後も暫くの間継続することが予想される。また、宇都宮市の人口は、近年合併等で増加したものの、2010年度を過ぎると頭打ちになり、それ以降は減少傾向となる。

なお、宇都宮市の予測では、今後も水需要は増加していく計算となっているが(甲A1・図7、8)、これは、生活用水原単位が実績では1995～2005年度の間約20L/日も減っているのに、増加する予測をしていること、開発数量も含まれる生活用以外の有収水量が1995～2005年度の間に讒言となっているにもかかわらず、予測では開発水量を別途見込んで有収水量に加算していること、負荷率の実績が1995～2005年度の間で上昇傾向にあるにもかかわらず、1995年度の値を用いて予測していることなどの恣意的な評価によるものである(甲A1・7～11頁)。

したがって、宇都宮市水道は約50,000m³/日という余裕水源を抱えているのであるから、湯西川ダムの予定水利権が無用のものであることは明白である。

第4 結論

以上のとおり、八ッ場ダム、思川開発、湯西川ダムの水利権を予定している東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、宇都宮市のいずれにおいても新規の水源は不要で

ある。

よって、八ッ場ダム、思川開発、湯西川ダムに、利水上の必要性もまったくないことは明らかである。